

平成 31 年 3 月 25 日

指定居宅介護支援事業所 各位

世田谷区高齢福祉部介護保険課

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について

日頃より、世田谷区の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、厚生労働省に下記の通り確認しましたのでお知らせします。

記

1. 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

- (ア) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する介護支援専門員は含まれません。
- (イ) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます。

上記より、加算の算定が不可となるケースについて例示します。

① 特定事業所加算Ⅱの算定が認められないケース

< 特定事業所加算Ⅱの算定要件として求められる人員配置 >

厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）八十四

イ（２）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

ロ（２）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

< 特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置 >

常勤職員① 管理者 兼 介護支援専門員

常勤職員② 介護支援専門員

常勤職員③ 介護支援専門員

常勤職員④ 主任介護支援専門員

非常勤職員① 介護支援専門員

上記(ア)より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は 2 名となり、特定事業所加算Ⅱの算定は認められません。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅲの算定は可能です。

※上記(イ)より、主任介護支援専門員を管理者に変更することで、特定事業所加算Ⅱの算定が可能です。

② 特定事業所加算Ⅲの算定が認められないケース

＜特定事業所加算Ⅲの算定要件として求められる人員配置＞

厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）八十四

ロ（２）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

ハ（３）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。

＜特定事業所加算Ⅲの算定が認められない人員配置＞

常勤職員① 管理者 兼 介護支援専門員

常勤職員② 介護支援専門員

常勤職員③ 主任介護支援専門員

上記(ア)より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は 1 名となり、特定事業所加算Ⅲの算定は認められません。

※上記(イ)より、主任介護支援専門員を管理者に変更することで、特定事業所加算Ⅲの算定が可能です。

2. 注意事項

今後、特定事業所加算を算定する場合には、上記の人員配置要件を確認の上、必要な届出を行ってください。平成 31 年 4 月 1 日以降、特定事業所加算で求められる人員配置を行わない場合には、指導等の対象となりますのでご注意ください。

以上

＜問い合わせ先＞

世田谷区高齢福祉部介護保険課

事業者指定・指導担当

電話 03-5432-2294